

生産緑地買取申出必要書類一覧表（主たる従事者が死亡の場合）

申請書類 正 1 部

番号	書類の内容	備考
1	申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地所有者が申請者。</li> <li>● 土地所有者全員の記名、押印（印鑑証明の届出のある印）が必要。</li> </ul>
2	主たる従事者の死亡がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除籍謄本又は住民票。</li> <li>● 3ヶ月以内のもの。</li> </ul>
3	主たる農業従事者の証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業委員会に申請し、証明書の交付を受けてください。</li> </ul>
4	位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申出する位置のわかる地図。</li> <li>● 買取り申出をする農地等の区域を赤線で表示。</li> </ul>
5	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3ヶ月以内のもの。</li> <li>● インターネット不可。</li> </ul>
6	公図写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3ヶ月以内のもの。</li> <li>● 市役所で発行している「課税のための地籍図」でも可。</li> <li>● 買取り申出をする農地等の区域を赤線で表示。</li> <li>● インターネット不可。</li> </ul>
7	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3ヶ月以内のもの。</li> <li>● 申請者が複数人の場合は全員分。</li> </ul>
8	【他の権利の目的となっている場合】 所有権以外の権利を消滅させる旨の書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所有権以外の権利がある土地の場合は、その権利者から「静岡市が買い取る旨の通知書を発送した場合は、当該権利を消滅させることに同意する」旨の書面を提出してもらい、あわせて買取申出書にも記名・押印（印鑑証明書添付）してもらおう。</li> </ul>
9	【実測面積で申出する場合】 求積図等の実測面積がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三斜または、ヘロンによる求積。</li> </ul>
10	【所有権移転登記が終わってない場合】 買取申出者が現在の所有権者であることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺産分割協議書（写）、及び全員の印鑑証明を提出。</li> <li>● 所有権者が決まらない段階で申出する場合は、死亡した土地所有者との関係がわかる書類を提出。（相続人全員で申請。） ※例：改製原戸籍や戸籍謄本の附票・住民票など（3ヶ月以内のもの。）</li> </ul>

- 同一農業従事者の同じ理由による複数回の買取申出はできません。
- 1～7 は必ず必要な書類です。
- 8～10 は場合により必要な書類です。
- 印鑑（実印）※訂正が出た時に、念のためです。
- 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
- 申請時には身分を証明するものがが必要です。